

## 災害時応援協定の締結について

「電気設備等の応急対策活動に関する協定」

【協定締結日】 平成30年8月7日（火）

【協定先】 一般社団法人 北海道電気保安協会

【協定内容】 災害が発生し、又は発生するおそれがある際に、市の要請に基づき、一般社団法人北海道電気保安協会が電気使用施設設備の安全点検・検査を実施し、迅速かつ円滑な災害復旧の応急対策活動をする。



## 災害時協力協定書

### (協定の有効期限)

恵庭市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に關し、次のとおり協定を締結する。

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもつて協定終了の意思表示をしない限り期間満了の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （目的）

第1条 この協定は、甲において自然災害や重大事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合の、甲の電気、使用設備の安全点検・検査の実施について定め、甲における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

### （応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもつて協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

### （実施報告）

第5条 甲は、前条の規定による応急対策活動を実施した場合は、甲に対し文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

### （災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

## 平成30年人事院勧告について

### 《給与勧告について》

#### 1. 勧告のポイント

##### ●月例給、ボーナスともに引上げ

- ①民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準
- ②ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 2. 民間給与との較差に基づく給与改定

##### (1) 民間給与との比較

●月例給	民間給与との較差	655 円	0.16%
●ボーナス	民間の支給割合	4. 46 月	公務の支給月数 4.40月

##### (2) 給与改定の内容と考え方

##### ●月例給 傅給表/行政職(一)の改定

- ・総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ、若年層についても1,000円程度の改定。
- ・その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定。  
(平均改定率0.2%)

【実施時期】平成30年4月1日

●ボーナス 民間の支給割合に見合うよう引上げ <現行>4.40月分 → 4.45月分  
引上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

		6月期	12月期	計
平成30年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)	2.6月
	勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)	1.85月
	計	2.125月	2.325月	4.45月
平成31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.6月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85月
	計	2.225月	2.225月	4.45月

【実施時期】法律の公布日

# 中期財政収支見通し（案）

について

当日配付